

留萌市道の駅利用許可申請書

道の駅るもい指定管理者
特定非営利活動法人留萌観光協会
会長 佐藤太紀様

令和 年 月 日

住所	
団体名	
代表者	
担当者	
電話 () — 番	

注 太枠の中を記入

裏面の許可条件に同意の上、次のとおり申請します。

1 利用申請

目的						のため
利用区分	1 一般	2 小学校	3 保育園	4 幼稚園	5 その他 ()	
利用施設	1 船場公園	利用箇所	パークゴルフ場		多目的広場	
			道の駅管理棟	体験学習室1 2階展望休憩室	体験学習室2 (A ・ B ・ C)	
	2 屋内交流・遊戯施設(遊戯広場)					
利用期間	令和 年 月 日	午前・午後	時	分から		
	令和 年 月 日	午前・午後	時	分まで		
営利料金の徴収	有 ・ 無	入場料を取る場合は、入場料の類の一人当たり最高額				円

2 利用料免除申請

注 申請しない場合は空欄

理由		のため
----	--	-----

許可書			
利用料	円 上記申請を裏面の条件を厳守することを条件に許可する。		
道の駅るもい指定管理者 特定非営利活動法人留萌観光協会 会長 佐藤太紀 ⑩			
許可年月日	令和 年 月 日	許可番号	
料金納入年月日	令和 年 月 日	領収書番号	

(申請書裏面)

許 可 条 件

- ① 利用・占用後は復旧工事を行い、現状に復すこと。
- ② 施設を汚損した場合は、清掃を行うこと。
- ③ 利用・占用によるゴミは、申請者が処理すること。
- ④ 利用・占用に対する苦情・問い合わせは、申請者が対応すること。
- ⑤ 利用・占用中は、申請者が利用・占用区域を管理していると思なす。
- ⑥ 利用・占用中の事故・災害は、申請者が解決すること。
- ⑦ 前述のほか、留萌市道の駅条例を厳守し、指定管理者の指示事項に従うこと。
- ⑧ 既納の利用金は還付しない。ただし市長が特別の事情があると認めるときはこの限りではない。